

平成29年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

鶴岡市長 榎本政規

平成29年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、市内の住宅の増改築工事又はリフォーム工事を行う者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内に存する住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 現に自己が所有し、かつ、自己が居住する建築物（イに該当するものを除く。）

イ 居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。）で、平成26年4月1日以降に当該建築物に係る売買契約の締結、贈与又は相続がなされたもの（売買にあつては、買主が個人であるもの及び贈与にあつては受贈者が個人であるものに限り、当該建築物を購入し、又は当該建築物の贈与を受けた者が居住する場合に限る。以下「空き家」という。）

(2) 住宅等 住宅並びにその住宅に附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 住宅等の機能及び性能を維持・向上させるため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取り換え）等を行う工事、住宅等に増築する工事。（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを除く。）

(4) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（耐震診断による上部構造評点が0.7未満の場合は耐震改修後の上部構造評点が0.7以上に、耐震診断による上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合は耐震改修後の上部構造評点が1.0以上となるものに限る。）をいう。

(5) リフォーム等耐震改修工事 リフォーム等工事及び耐震改修をいう。

- (6) 三世帯世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母若しくは世帯主の配偶者の父母、世帯主若しくは世帯主の配偶者、子若しくは子の配偶者又は孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯で、かつ、平成11年4月2日以降に出生した世帯員（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯として申請した際の世帯員を除くものとする。）がいる世帯をいう。
- (7) 移住世帯 平成26年4月1日以降実績報告書を提出する日までに鶴岡市外から市内に移住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を鶴岡市へ提出した世帯員（本人又は同居家族に限り、かつ、過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯として申請した際の世帯員を除くものとする。）がいる世帯をいう。
- (8) 県外移住世帯 平成28年4月1日以降に山形県外から鶴岡市に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に鶴岡市に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を鶴岡市へ提出した世帯員（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯として申請した際の世帯員を除くものとする。）がいる世帯をいう。
- (9) 婚姻・出産世帯 平成26年4月1日以降実績報告書を提出する日までに婚姻又は平成26年4月1日以降交付申請書を提出する日までに出産（妊娠を含む）した世帯員（本人又は同居家族に限り、かつ、過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯として申請した際の世帯員を除くものとする。）がいる世帯をいう。
- (10) 子育て世帯 平成11年4月2日以降に出生した世帯員（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯として申請した際の世帯員を除くものとする。）が3人以上おり、かつ、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母である世帯員がいる世帯をいう。
- (11) 近居世帯 平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成11年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所の直線距離が2キロメートル超から、親世帯と子世帯の居所の直線距離が2キロメートル以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合、又は、過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を近居世帯として申請した世帯を除く。）をいう。
- (12) 若者世帯 本人又は配偶者のいずれかが昭和53年4月2日以降に出生した世帯をいう。
- (13) 空き家活用 空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成28年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限り、かつ、過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を空き家活用として申請した空き家を除く。）をリフォーム等工事することをい

う。

- (14) 空き家バンク登録 NPO法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業に登録された空き家（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を空き家バンク登録として申請した空き家を除く。）を若者世帯がリフォーム等工事することをいう。
- (15) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により認証された合板をいう。
- (16) 鶴岡産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により鶴岡産を証明された木材をいう。
- (17) 市内業者 市内に所在地を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者をいう。
- (18) 鶴岡産木材を3立方メートル以上使用工事 リフォーム工事に鶴岡産木材を3立方メートル以上使用する工事をいう。（耐震改修に使用する鶴岡産木材を除く。）
- (19) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅で、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2号から第4号までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号（以下「国土交通省告示」という。）に基づく方法）により調査、診断することをいう。
- (20) 評点0.7又は評点1.0 国土交通省告示において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。
- (21) 中古住宅診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 国土交通省「長期優良住宅化リフォーム推進事業」におけるインスペクター講習団体に登録された者による「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（国土交通省策定）に規定された既存住宅現況検査
 - イ 既存住宅売買瑕疵保険への加入を目的とした既存住宅現況検査

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) リフォーム等耐震改修工事を行う者
 - (2) 申請時において本市に住所を有する者又は実績報告書の提出時までに本市に転入し、居住する予定である者
 - (3) リフォーム等耐震改修工事の実施にあたり、市内業者と工事請負契約をする者
 - (4) 補助金申請年度の2月末日までに、実績報告書を提出できる者
 - (5) 市税に滞納がない者
- （補助対象工事等）

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも適合するものとする。この場合において国、県又は本市の他の制度による補助、給付等を受ける（予定を含む。）場合は、当該制度が他の補助制度との重複を認めている場合に限り、補助の対象とすることができる。

- (1) リフォーム等耐震改修工事に要する費用（工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含む。）の合計額が30万円以上であること。
- (2) 別表第1から別表第5まで（三世代世帯リフォーム工事にあつては別表第1から第6まで）に定める基準点の合計が10点以上（リフォーム等工事に要する費用の合計額が50万円未満の場合は5点以上）となるリフォーム等工事若しくは別表第7に該当するリフォーム等工事又は耐震改修であること。

（補助対象住宅）

第5条 補助の対象となる住宅等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建ての住宅等
- (2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（居住の用に供する専有部分に限る。）
- (3) 併用住宅（住宅部分に限る。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる額の合計額とし、補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1から別表第5まで（三世代世帯リフォーム工事にあつては別表第1から第6まで）に掲げるリフォーム等工事をする場合 リフォーム等工事に要する費用に10パーセントを乗じて得た額（上限を20万円とする。）
- (2) 耐震改修の場合 耐震改修に要する費用の25パーセントを乗じて得た額（上限を60万円とする。）
- (3) 耐震改修に係る工事と合わせて別表第2から別表第5まで（三世代世帯リフォーム工事にあつては別表第1から第6まで）に掲げるリフォーム等工事をする場合 リフォーム等耐震改修工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額に10パーセントを乗じて得た額（上限を20万円とする。）
- (4) 県外移住世帯に該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に5パーセントを乗じて得た額（10万円を限度とする。）
- (5) 空き家活用に該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に5パーセントを乗じて得た額（10万円を限度とする。）
- (6) 空き家バンク登録に該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に5パーセントを乗じて得た額（10万円を限度とする。）
- (7) リフォーム等工事に鶴岡産木材を3立方メートル以上使用する場合 リフォーム等工事に要する費用に5パーセントを乗じて得た額（10万円を限度とする。）

2 前項第1号及び3号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世代世帯（別表第3又は別表第6に掲げる工事のみで第4条第2号に規定する点数を満たす場合に限り）、近居世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯又は子育て世帯により行われるものである場合には、これらの規定中「10パーセント」とあるのは「20パーセント」と、「20万円」とあるの

は「30万円」と読み替えて適用するものとする。

- 3 前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が別表第7に該当するものである場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、これらの規定中「10パーセント」とあるのは「15パーセント」と、「20万円」とあるのは「30万円」と読み替えて適用するものとする。

（交付申請）

第7条 交付申請書に添付すべき書類は、規則様式第1号のほか次の各号に掲げる書類とし、規則様式第2号及び第3号を省略できるものとする。

- (1) リフォーム等耐震改修工事の見積書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の工事箇所が分かる図面
- (3) 着工前カラー写真
- (4) 市税納付状況の照会に係る届出
- (5) 建物の所有権が分かる書類
- (6) 工事点数の算出表（別記様式）
- (7) 耐震改修の場合 昭和56年5月31日以前に着工されたことが分かる書類（建築確認済証、完了検査済証、建物登記簿、権利証、固定資産課税台帳兼名寄帳等いずれかの写し）及び現況と耐震改修計画の上部構造評点が分かる書類
- (8) 空き家活用の場合 平成26年4月1日以降に購入又は所有者移転した年月日がわかる書類（建物登記簿の写し、売買契約書の写し等、及び、売買により取得した空き家にあつては、平成28年4月1日以降に中古住宅診断を受けたことが分かる資料）
- (9) 空き家バンク登録の場合 「NPO法人つるおかランド・バンク」が実施する空き家バンク事業に登録されていることがわかる書類（空き家バンク申込書の写し等）及び住民票等
- (10) 婚姻又は出産年月日がわかる書類（住民票、戸籍謄本、婚約証明書、母子手帳の写し等（「婚姻・出産世帯」、「三世代世帯」又は「子育て世帯」の場合に限る。））
- (11) 移住世帯の場合 移住した年月日がわかる書類（住民票等）
- (12) 近居世帯の場合 親世帯、子世帯の直線距離がわかる書類等及び移住した年月日がわかる書類（親世帯、子世帯の住民票等）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 実績報告書に添付すべき書類は、規則様式第9号のほか次の各号に掲げる書類とし、規則様式第3号を省略できるものとする。

- (1) リフォーム等耐震改修工事に要した費用に係る契約書及び領収書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 耐震改修の場合 耐震改修後の耐震診断に基づく上部構造評点が分かる書類
- (4) 住民票（申請時において申請者がリフォーム等耐震改修工事を行う住宅に住所を有し

ない場合に限る。)

(5) 空き家活用の場合 建物登記簿の写し (交付申請時において建物登記簿の写しの添付のない場合に限る。)

(6) 婚姻・出産世帯の場合 住民票及び戸籍謄本等 (交付申請時において婚姻していない場合に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類
(軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。(補助交付指令額の増減を伴うものを除く。)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1

工事内容	基準点
1-1 住宅の既存部分にある壁（幅 90cm 以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10 点/箇所
1-2 住宅の屋根又は 2 階以上の部分の重量を軽減する工事	10 点/箇所
1-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10 点/箇所
1-4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10 点/箇所
1-5 基礎の強度を上げる工事	10 点/箇所
1-6 柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5 点/箇所

注) この表は、耐震改修工事を実施する場合は適用しない。

別表第 2

工事内容	基準点
2-1 高効率給湯器を設置する工事	10 点/基
2-2 再生可能エネルギー（太陽光や太陽熱、地熱等）利用機器を設置する工事（太陽光発電の場合は発電出力が 10 k W 未満のものに限る。）	10 点/基
2-3 バイオマス燃焼機器（ペレットや薪を使用するボイラーやストーブ）を設置する工事	10 点/基
2-4 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具複層ガラス入り建具又は複層ガラスを設置する工事	5 点/箇所
2-5 熱交換換気システムの設置工事	4 点/箇所
2-6 住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器（LED照明機器、人感センサーライト）を設置する工事	4 点/箇所
2-7 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2 点/m ²
2-8 住宅内に電気設備工事を伴う県産有機 EL パネルを用いて製造した県産有機 EL 照明機器を設置する工事	10 点/箇所

別表第 3

工事内容	基準点
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4)身体洗净を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10 点/m ² 10 点/箇所 2 点/箇所 3 点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/m ² 10 点/箇所 10 点/箇所
工事内容	基準点
3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/m 2 点/箇所
3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む） (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくするもの (2) (1) 以外の部分の段差を解消するもの	10 点/m ² 5 点/m ² 又は 2 点/箇所
3-7 住宅の屋外との出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 イ 戸の開閉のための動力装置を設置するもの ロ 戸を吊戸方式に変更するもの ハ イ及びロ以外のもの	5 点/箇所 1 点/箇所 10 点/箇所 5 点/箇所 2 点/箇所
3-8 便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²
3-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所

別表第 4

工事内容	基準点
4-1 住宅に県産木材の認証合板又は鶴岡産木材を使用した工事	2.5 点/ 0.1m ³ (0.1m ³ 未満は切り 捨て)

別表第 5

工事内容	基準点
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置又は取り替える工事	2.5 点/箇所 5m 未満は 5 点/箇所・ 5m 以上は 10 点/箇所
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1 階分につき 5 点
5-2 住宅の屋根に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所
5-3 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所 10 点/箇所 10 点/箇所
5-4 住宅と同一敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所

別表第 6

工事内容	
6-1 居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ 10 m ² 以上増加する工事	1 点/m ²
6-2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を 1 か所以上増築する工事	10 点/箇所

別表第 7

工事内容
7-1 住宅に鶴岡産木材を 1.0 m ³ 以上使用した工事